18JEITA－情シ第 142 号改
平成18 年 11 月 22 日

関係各位

（社）電子情報技術産業協会
パーソナルコンピュータ事業委員会
ホームテジタル対応専門委員会
委員長　松村秀一

ガイドライン「地上アナログテレビ放送終了告知に関するカタログ、
取扱説明書等における表示について」の説明文の一部字句修正に関して

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、当協会諸事業に格別のご協力を賜りますこと、厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件、2011年の地上アナログテレビ放送停波に関する周知徹底を目的とし、平成 18 年 3 月 16 日にガイドライン「地上アナログテレビ放送終了告知に関するカタログ、取扱説明書等における表示ついて(JEITA－情シ第 265 号」を発行致しました。
このガイドラインに記載されている説明文の一部は、時期的に2006 年 12 月の地上デジタル放送全国開局以前であることを前提に記述していることから、2006 年 12 月を機に修正することが望まれます。
就いては、以下の通り、ガイドラインの修正・再発行を致しますので、貴社関係部署等に改めて周知徹底方をお願いいたします。
なお、修正内容は以下の通りです。

1．　表示内容修正箇所

カタログ、取扱説明書及びホームページにて記載している「デジタルテレビ放送への移行に関する説明文」の一部修正。

○　説明文A（修正前）

＜アナログテレビ放送からデジタルテレビ放送への移行について＞
地上デジタルテレビ放送は、関東、中京、近畿の三大広域圏の一部で2003年12月から開始され、その他の都道府県の県庁所在地は2006年末までに放送が開始されます。該当地域における受信可能エリアは、当初、限定されていますが、順次拡大される予定です。この放送のデジタル化に伴い、地上アナログテレビ放送は2011年7月までに終了することが、国の法令によって定められております。

○　説明文 A（修正後）

＜アナログテレビ放送からデジタルテレビ放送への移行について＞
地上デジタルテレビ放送は、関東、中京、近畿の三大広域圏の一部で2003年12月から開始され、その他の都道府県の県庁所在地は2006年末までに放送が開始されました。今後も受信可能エリアは順次拡大されます。この放送のデジタル化に伴い、地上アナログテレビ放送は2011年7月までに終了することが、国の法令によって定められております。

２．修正適用時期

２００６年１２月以降。

具体的実施時期及び修正箇所の文書の詳細については各社の裁量とする。

敬具

－ 記 －

以下　修正ガイドライン

2.　表示内容

アナログ放送受信用テレビチューナーのみを搭載したパソコンのカタログ、取扱説明書及びホームページにて、以下の表示を行う。

○説明文（デジタル放送移行へのスケジュールについて）

＜アナログテレビ放送からデジタルテレビ放送への移行について＞

地上デジタルテレビ放送は、関東、中京、近畿の三大広域圏の一部で2003年12月から開始され、その他の都道府県の県庁所在地は2006年末までに放送が開始されました。今後も受信可能エリアは順次拡大されます。この放送のデジタル化に伴い、地上アナログテレビ放送は2011年7月までに終了することが、国の法令によって定められております。

○　停波告知シール（22×14mm）

（1）　本体表示

①　表示方法

・　総務省より配布される「停波告知シール（22×14mm）」を消費者によく認識できるように、対象となるパソコンに貼付する。

＜表示例＞

・デスクトップ

パソコン本体またはセットモニターの正面（もしくは側面）のいずれか1箇所に貼付。

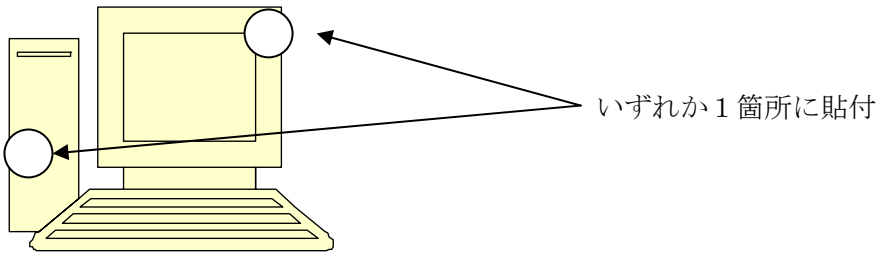

・ノートブック

開いた状態での液晶枠もしくはパームレストのいずれか 1 箇所に貼付

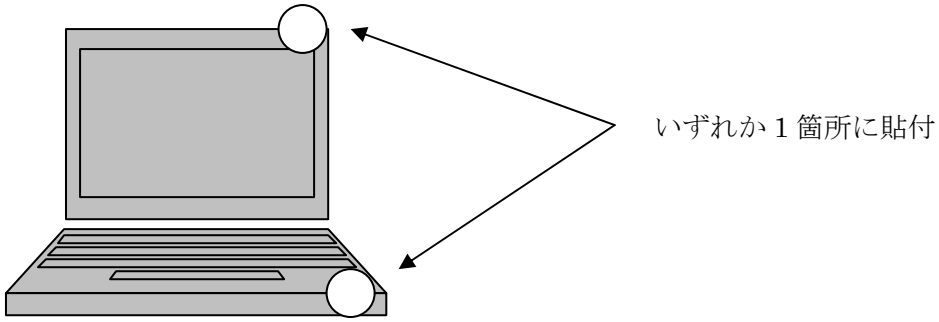

② 対　象

- アナログ放送受信用テレビチューナーのみを搭載しているパソコン

③ 実施時期

- 2006年9月1日までに実施。(工場出荷)

④ その他

- 停波告知シールの入手方法については、「2. 地上アナログテレビ放送停波告知シール等の入手方法」を参照。
- なお、総務省より版下の提供を受けての対応も可とする。

(2) カタログにおける表示

① 表示すべき内容

以下内容を対象となるカタログにて表示する。

- 地上デジタルテレビ放送開始及びアナログテレビ放送停波に関するスケジュール。
- 該当パソコンがアナログ放送受信用テレビチューナーのみを搭載していることを説明。

② 表示方法

- 説明文を消費者の目に付く場所に表示する。
- 説明文の補足として、「3. 表示例の表示例1」のイラストを表示してもよい。イラストは、表示例のイラストをベースに、より詳しく表示してもよい。

③ 対　象

- アナログ放送受信用テレビチューナーのみを搭載している機種が掲載されるカタログ。
- 最終消費者に届くカタログを対象とし、流通向けカタログは対象としない。

④ 実施時期

- 2006年9月1日までに実施することが望ましいが、継続機種においてカタログの改定時期が、2006年9月1日をまたがる場合は、その時点での次期改定分より速やかに実施する。
- また、地上デジタルテレビ放送開始及びアナログテレビ放送停波に関するスケジュールについては、1. 項の説明文(デジタル放送移行へのスケジュールについて)の主旨を踏まえて、「アナログ放送終了に関する告知について:JEITA－情シ第 161 号」による現行標記を継続することを妨げない。

⑤ その他

- 説明文中のシールのロゴの入手方法については、「2. アナログ停波告知シール等の入手方法」を参照。

(3) 取扱説明書における表示

① 表示すべき内容

以下内容を対象となる製品の取扱説明書に表示する。

- 地上デジタルテレビ放送開始及びアナログテレビ放送停波に関するスケジュール。
- 該当パソコンがアナログ放送受信用テレビチューナーのみを搭載していることを説明。

② 表示方法

- 説明文を消費者の目に付く場所に表示する。説明文中のシールのロゴについてはモノクロでも構わない。
- 説明文の補足として、「3. 表示例の表示例1」のイラストを表示してもよい。イラストは、表示例のイラストをベースに、より詳しく表示してもよい。

③ 対　象

アナログ放送受信用テレビチューナーのみを搭載しているパソコンの取扱説明書。

④ 実施時期

- 2006年9月1日までに実施することが望ましいが、継続機種において取扱説明書の改定時期が、2006年9月1日をまたがる場合は、その時点での次期改定分より速やかに実施する。
- また、地上デジタルテレビ放送開始及びアナログテレビ放送停波に関するスケジュールについては、1. 項の説明文(デジタル放送移行へのスケジュールについて)の主旨を踏まえて、「アナログ放送終了に関する告知について:JEITA－情シ第161号」による現行標記を継続することを妨げない。

(4) 梱包箱における表示

① 表示すべき内容

以下内容を対象となる製品の梱包箱に表示する。

- 2011年アナログ放送が停波することを告知する。

② 表示方法

- 消費者が認識し易い、梱包箱の目立つ場所に、停波告知シールを表示する。シールロゴの色についてはモノクロでも構わない。

③ 表示対象

- アナログ放送受信用テレビチューナーのみを搭載しているパソコンの梱包箱。

④ 実施時期

- 2006年9月1日までに実施することが望ましいが、継続機種において梱包箱の改定時期が、2006年9月1日をまたがる場合は、その時点での次期改定分より速やかに実施する。

(5) 各社のホームページ(パソコン)について

① 表示すべき内容

以下内容を各社のホームページに表示する。

- 地上デジタルテレビ放送開始及びアナログテレビ放送停波に関するスケジュール。
- 該当パソコンがアナログ放送受信用テレビチューナーのみを搭載していることを説明。

② 表示方法

- 「(2)カタログにおける表示」に準じて表示する。

③ 実施時期

- (1)に準ずる。
- ただし、地上デジタルテレビ放送開始及びアナログテレビ放送停波に関するスケジュールについては、1．項の説明文(デジタル放送移行へのスケジュールについて)の主旨を踏まえて、「アナログ放送終了に関する告知について:JEITA－情シ第161号」による現行標記を継続することを妨げない。

3. 地上アナログテレビ放送停波告知シール等の入手方法

(この部分については、ガイドライン発行時に、最大限かける範囲で記述します。)

当ガイドラインの実行に際し、総務省発行の「停波告知シール」を入手し対応する場合の入手方法について、以下の通り、定める。

① 総務省からの提供物

ⅰ) 停波告知シール(現物)

工場出荷時に対象となるパソコンに、貼付して使用。

ⅱ) 停波告知シール(版下)

停止告知シールを自主制作する場合に使用。

カタログ・取扱説明書内にてロゴとして活用。

② 入手方法

○ 停波告知シール(現物)

- 総務省からの提供物の支給に関しては、(社)地上デジタル放送推進協会(以下D－PA)が代行して行う。
- 各メーカーはJEITA事務局を通じて、窓口担当者をD－PAに登録をする。
- D－PAに登録をした時点で、D－PA窓口責任者の連絡先及びメールアドレスの通知を受け、以後、各メーカー対D－PA間にて連絡を行う。
- 停波告知シール(現物)について、メーカー窓口担当者は、シールの必要枚数及び発送先をD－PA窓口責任者に発注・連絡する。
- 発注は、四半期単位での発送を原則とし、1、4、7、10月末日を受注締切日とし、受注受付後、2ヶ月以内にD－PAより、メーカー指定送付先に送付する。
- 送付先については、各社、原則、国内3箇所以内とする。
- 停波告知シール及び、告知説明チラシの支給受付開始日については、別途連絡する。

○ 停波告知シールC(版下)

- 総務省を代行するD－PAと使用許諾を結び、D－PAより版下の提供を受ける。
- 版下の内容を変更して使用する場合は、使用許諾の内容に従って行うものとする。(ロゴとして活用し、その大きさの変更、モノクロ印字使用等)

③ 問い合わせ先

JEITA情報システム部

4.　表示例

○表示例1

アナログテレビ放送からデジタルテレビ放送への移行について

地上デジタルテレビ放送は、関東、中京、近畿の三大広域圏の一部で2003年12月から開始され、その他の都道府県の県庁所在地は2006年末までに放送が開始されました。今後も受信可能エリアは順次拡大されます。この放送のデジタル化に伴い、地上アナログテレビ放送は2011年7月までに終了することが、国の法令によって**定められております。**

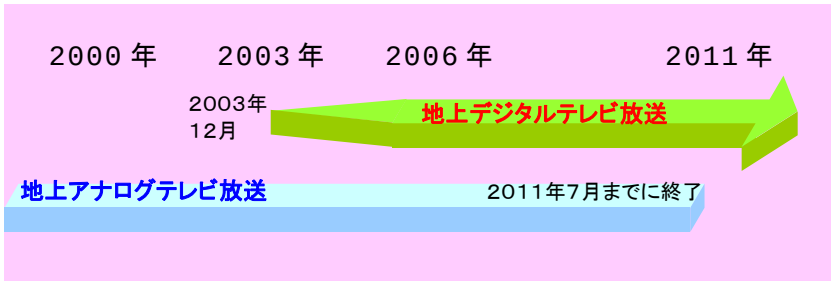

○表示例2 （カタログ／ホームページでの表示例）

＜カタログ表4などの注記ページの説明文を変更＞

◎商品の理解のために（ご購入前に必ずお読みください。）

・○○○についてのご注意

・アナログテレビ放送からデジタルテレビ放送への移行について

地上デジタルテレビ放送は、関東、中京、近畿の三大広域圏の一部で2003年12月から開始され、その他の都道府県の県庁所在地は2006年末までに放送が開始されました。今後も受信可能エリアは順次拡大されます。この放送のデジタル化に伴い、地上アナログテレビ放送は2011年7月までに終了することが、国の法令によって定められております。

・○○○についてのご注意

＜商品紹介ページやラインナップ紹介ページで、チューナー種別を明確に表示＞

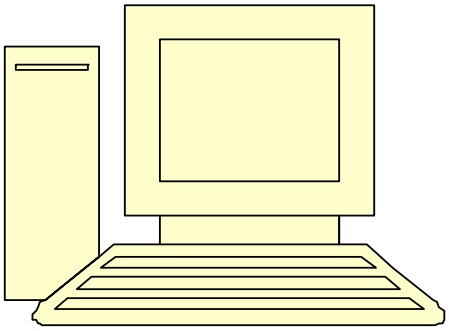

型名	○○○○○○
CPU	○○○○○○
メモリ	○○○○○○
ハードディスク	○○○○○○
TV	デジタルテレビチューナー アナログテレビチューナー

	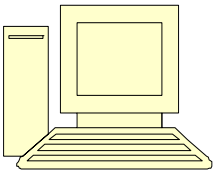	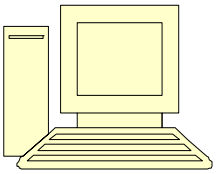	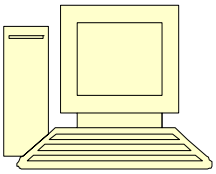
型名	○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○
CPU	○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○
メモリ	○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○
ハードディスク	○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○
TV	デジタルテレビチューナー アナログテレビチューナー	デジタルテレビチューナー	アナログテレビチューナー
○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○

以 上